

小美玉市まち・ひと・しごと創生本部設置要綱

(設置)

第1条 まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）に規定された人口ビジョン及び市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定にあたり、全庁的な推進を図るため、(仮称)小美玉市まち・ひと・しごと創生本部（以下「創生本部」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 創生本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 人口問題対策の総合企画及び調整に関すること。
- (2) (仮称)小美玉市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）の策定及び推進に関すること。
- (3) その他人口問題に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 創生本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

2 本部長は、市長をもって充てる。

3 副本部長は、副市長及び教育長をもって充てる。

4 本部員は、別表のとおりとする。

5 市長は、必要があると認めるときは、前項各号に掲げる者のほか、市の職員のうちから本部員を指名することができる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、本部を総括する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が不在のときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 創生本部の会議は必要に応じて本部長が招集し、議長は本部長とする。

2 本部長は必要に応じて専門知識を有する者、その他関係する者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(下部組織)

第6条 本部長は、必要に応じて創生本部の下部組織としてワーキングチーム等を設置することができる。

(庶務)

第7条 創生本部の庶務は、企画財政部企画調整課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、創生本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年1月21日から施行する。

別表

小美玉市まち・ひと・しごと創生本部名簿

	部局名	創生本部構成役職名	備考
1	市長	市長	本部長
2	副市長	副市長	副本部長
3	教育委員会	教育長	副本部長
4	市長公室	市長公室長	
5	企画財政部	企画財政部長	進行
6	総務部	総務部長	
7	市民生活部	市民生活部長	
8	市民生活部	危機管理監	
9	保健衛生部	保健衛生部長	
10	福祉部	福祉部長	
11	産業経済部	産業経済部長	
12	都市建設部	都市建設部長	
13	会計管理者	会計管理者	
14	小川総合支所	小川総合支所長	
15	玉里総合支所	玉里総合支所長	
16	教育委員会	教育次長	
17	議会事務局	議会事務局長	
18	農業委員会事務局	農業委員会事務局長	
19	監査員事務局	監査員事務局長	
20	水道局	水道局長	
21	消防本部	消防長	
22	社会福祉協議会事務局	社会福祉協議会事務局長	
23	市長公室	政策調整課長	